（18）町有財産（金地金）の売り払いに伴う一般競争入札の公告について

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６及び周防大島町財務規則（平成16年周防大島町規則第47号）第110条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年11月９日

周防大島町長　　藤　本　浄　孝

１　入札に付する事項

次に掲げる物品の売り払い

売払物品	製造会社	数量	最低買取率
金地金	田中貴金属工業株式会社製	１本	100.00％

※売払物品の詳細は、（別紙１）のとおり。

２　入札参加資格に関する事項

入札に参加できる者は、次に掲げる項目を全て満たす者とする。

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当しない者であること。

(2)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項各号のいずれかに該当する事実があった後、３年を経過しない者（当該事実と同一の事由により周防大島町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領（平成17年周防大島町種別なし。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3)　入札日現在において、引き続き５年以上の営業実績があること。

(4)　営業を行うにつき、法令等の規定による官公署の免許又は許可を受けていること。

(5)　法人税、所得税、事業税、町税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

(6)　金融機関から取引の停止を受けた者そのほかの経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(7)　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は同条第２項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第199条又は200条の規定により

更生計画が許可された者については、更生手続き開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされていなかった者とみなす。

(8)　入札日から落札決定までの間において、周防大島町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領（平成17年周防大島町種別なし）に基づく指名停止処置の期間がない者であること。

(9)　暴力団排除に関する誓約事項（別紙２）を承諾した者

3　入札参加申請に係る事項

この公告の入札に参加を希望する者は、入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を提出すること。提出方法は後述の４に掲げるとおりとする。

なお、入札参加資格の確認結果を記した書面は、令和８年11月27日（金）までにＦＡＸ等で通知する。

(1)　一般競争入札参加申込書（様式第１号）

※使用する印鑑は、印鑑登録されている印鑑（実印）を使用すること。

(2)　誓約書（様式第２号）

(3)　添付書類（発行後３か月以内のもの）

・法人の場合　現在事項全部証明書１通、法務局発行の印鑑証明書１通

・個人の場合　住民票１通（続柄、本籍及びマイナンバーの記載不要）
市区町村長発行の印鑑登録証明書１通

・古物商許可証の写し

・税金の完納を証する書類

4　入札参加資格確認資料の提出方法等

(1)　提出方法

入札参加資格審査資料を一般書留、簡易書留、特定記録郵便又はレターパックプラスのいずれかの方法により郵送すること。なお、資料の提出に必要な経費は入札参加者の負担とし、提出された資料は返却しない。

宛先　〒742-2192
山口県大島郡周防大島町大字小松126番地2
周防大島町役場　総務部総務課人事行政班　宛

(2)　入札参加資格確認資料等の受付期間

令和８年11月９日（月）から令和８年11月24日（火）17時15分まで

(3)　留意事項

・共有名義での申し込みはできない。

・一般競争入札参加申込書の内容変更や取り下げについては、入札参加申し込みの期間内に限って行うことができる。

・入札参加申し込み受付後に入札参加資格がないことが判明した場合は、入札参加申し込み受付の取り消しを行う。

・入札参加申込者に関する情報及び申込者数等の問い合わせについては、一切応じない。

5　入札参加に係る質問の受付及び回答

本入札の参加申込に係る質問及び回答については、下記のとおりとする。

(1)　質問受付期間　令和８年11月９日（月）から令和８年11月16日（月）まで

(2)　受付方法　任意の書式に記入の上、電子メールで送付すること。

質問書を送信した場合は、総務課へ電話にてその旨を連絡すること。

なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。

メールアドレス：soumu@town.suo-oshima.lg.jp

電話番号：0820-74-1000（代表）

(3)　質問回答日　令和８年11月18日（水）

(4)　回答方法　周防大島町ホームページに掲載。

(5)　その他　質問に対する回答内容は、本公告の追加又は修正として取り扱うものとする。

6　入札の方法

(1)　周防大島町郵便入札実施要綱（平成18年周防大島町告示第14号）の規定に準ずる郵便入札とする。

(2)　金地金（田中貴金属工業製）の買取りが可能であること。

(3)　入札書（様式第３号）を封筒に入れ、一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかの方法により郵送すること。封筒は、外封筒及び内封筒の二重封筒とし、外封筒に入札書等を同封した内封筒を入れ郵送すること。封かんはしっかり糊付けし（セロテープは不可）、入札書に押印した代表者印で封印すること。

宛先　〒742-2199

山口県大島郡周防大島町大字小松193-2　大島郵便局留

周防大島町役場　総務部総務課人事行政班　宛

(4)　入札書の到着期限

令和８年12月３日（木）までに大島郵便局に必着のこと。

(5)　入札においては、金地金の買取率（%）を入札書に記載すること。

(6)　買取率とは、田中貴金属工業株式会社が公表している「店頭買取価格（税込）」を基準額として、当該基準額に乗ずる換金率のことをいう。

(7)　最低買取率とは、あらかじめ周防大島町（以下「町」という。）が定めた最低買取率であり、これを下回る入札は無効とする。

(8)　実際の買取代金は、買取日当日の午前９時30分に田中貴金属工業株式会社が公表した店頭買取価格（税込）に、落札した金地金の買取率及び金地金の重量

を乗じた額とする。またその額に円未満の端数が生じたときは、円未満を切り捨てることとする。

(9)　買取日は、本契約の成立後から令和９年３月31日までの期間で町が指定する日とし、最低買取率以上で最高の買取率かつ有効な入札を行った者を落札者とする。なお、最高買取率の入札者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。

7　入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1)　入札保証金　　免除

(2)　契約保証金　　免除

8　開　札

(1)　開札日時　　令和８年12月４日　午前11時00分

(2)　開札の場所　　周防大島町役場大島庁舎１階会議室
山口県大島郡周防大島町大字小松126番地２

(3)　開札の立会及び傍聴

本入札に参加した者で、開札の立会いを希望する者（１参加者当たり１名とする。）は、開札時間の５分前までに、開札会場に委任状を持参のうえ参集すること。立会いを希望する者が２人に満たない場合は、本入札事務に関係のない町職員が立会う。

また、開札の傍聴を希望する者は、開札会場へ入室できる。

9　売払物品の査定・真贋

(1)　入札に当たり、事前に売払物品の査定・真贋の場は設けない。ただし、落札者が希望する場合、町職員立会いのもと査定・真贋をすることができるものとする。査定・真贋については、町が指定する場所で、溶解等は行わず売払物品の原形を保つことを前提に、落札者が手配することとし、その際の費用等は落札者が負うこととする。

また、査定・真贋の結果、万が一正規品以外の品であった場合、落札者は真贋証憑書類を添えて契約を締結しないことができることとする。ここでいう正規品以外の品とは、（別紙１）に記載された内容と比較して、次のいずれかに該当するものを指す。

・表示された会社の製造ではないもの
・表示された会社による別の品で同じ識別番号が存在する場合の本品
・グラム数が表示と異なるもの
・品位が表示と異なるもの

なお、仮契約の締結以後の契約解除等の申し出は一切受け付けないものとする。

(2)　売払物品の査定・真贋に際して知り得た保管場所等の情報は、第三者に開示又は漏洩してはならない。

(3)（別紙１）で掲載している内容について、売払物品の品質を保証するものではない。本件売り払いは、（別紙１）で掲載している内容の現物を売却するものであり、査定・真贋を希望する場合は、落札者の決定後、上記(1)のとおり査定・真贋をすることができるものとする。

10　買取代金納入期限

買取代金は、町が指定する口座に指定する期日までに振り込みにより支払うこと。

11　売払物品の引き渡し

売払物品の引き渡しは、落札者と町が協議により定めた場所で行うこととし、町が買取代金の完納を確認した後とする。

物品の引き渡しにかかる費用は、落札者の負担とする。

12　本契約の成立

本売払契約は、周防大島町議会の議決を要するため、落札決定後に仮契約を締結し、直近の周防大島町議会へ財産処分の議案を上程、議決を得た後、町が落札者に対してこの契約を本契約とする旨の意思表示をしたときに本契約となるものとする。

なお、議会での議決が得られなかった場合、町は落札者に対していかなる責任及び費用負担を負わない。

13　問い合わせ先

周防大島町総務部総務課人事行政班

住所　〒742-2192　山口県大島郡周防大島町大字小松126番地２

電話　0820 - 74 - 1000

（別紙１）

売払物品の詳細

金地金 田中貴金属工業株式会社製 1,000g

品位表示：999.9

写　真：



（別紙２）

暴力団排除に関する誓約事項

当法人又は団体は、下記のいずれにも該当しません。

また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約書を提出します。

記

１　法人等（法人又は団体をいう。）の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）である。

２　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

３　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

４　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。